

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和元年度の後期高齢者医療保険料決定通知書を
7月18日(木)に送付します

令和元年度の保険料について

保険料は、定額を負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

均等割額	所得割額	保険料額(年額)
被保険者1人当たり 4万3300円	+ 賦課のもととなる所得金額* ×所得割率 8.80%	= 100円未満切捨て (限度額 62万円)

*賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)

●均等割額の軽減

同一世帯の世帯主と被保険者の方全員の所得の合計額が基準に該当する場合は、表1の軽減が適用されます。

▶均等割額の軽減が見直されました

国により特例として実施されてきた総所得金額等の合計額が33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下の方の軽減は、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて見直されました。

●所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに、所得割額を表2のとおり軽減しています。

●被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、加入から2年を経過する月までの間、均等割額が5割軽減されます。(平成29年4月30日以前に加入した方を除く)所得割額はかかりません。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	8割
33万円以下で上記8割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(28万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(51万円×被保険者の数)以下	2割

*65歳以上(平成31年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します
*世帯主が被保険者でない場合も、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

*東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

後期高齢者医療被保険者証を更新します

自己負担割合が変わる方に、8月1日(木)から使用する後期高齢者医療被保険者証を7月中旬以降に簡易書留で送付します。

●被保険者証の自己負担割合が3割から1割に変更できる場合があります

3割負担の方でも、収入合計額で申請により1割負担になることがあります。該当する方には申請書を送付していますので、同封のお知らせを確認のうえ、7月中に申請してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の申請を

今までに後期高齢者医療制度の減額認定証の交付を受けた方で、令和元年度も引き続き該当する方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

新たに申請する方や、長期入院(過去12か月に90日を超える入院歴)に該当する方は、交付申請をしてください。

限度額適用認定証の申請を

自己負担割合が3割の方について、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により限度額適用認定証の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると、一部負担金の支払いが高額療養費自己負担限度額までとなります。

*すでに交付を受けている方で、令和元年度も引き続き該当する方には新しい認定証を7月下旬に送付します

問合せ

▶制度全般に関すること

東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター
☎0570(086)519
*IP電話、PHSの方は☎03(3222)4496へ。(土)・(日)・(祝)を除く午前9時~午後5時

▶そのほかの相談等

国保年金課後期高齢者医療係 ☎内線2391

第14回

街なか商店塾

まちゼミinあらかわ

区内商店街の各店舗で、商品の由来・製造方法の説明、健康・美容・食育等をテーマにした講座を実施します。費用等の詳細は、チラシまたは右の二次元バーコードをご覧ください。

期 間	7月20日(土)~9月15日(日)
内 容	▶そば打ち体験 ▶あんみつ作り ▶英会話レッスン ▶エコバッグ作り体験 等
チラシの配布	区役所1階総合受付・6階産業振興課等
申込方法	各店舗に電話で *申込開始日が異なる講座もあります
問 合 せ	荒川区中小企業経営協会まちゼミ事務局 ☎(6821)5602 ✉info@arakawa-machizemi.com

広告 広告内容の問い合わせは各事業所へ

週末無料相談会

8/3(土)

10:00~16:00

遺言

相続

不動産

借地

町屋駅前会場
ムーブ町屋
ハイビジョンルーム
(センターまちや4F)

※秘密厳守 など
弁護士・行政書士他

法律のフロンティアグループが直接相談!

事前予約可

当日来場OK

☎03-4355-1616

くらしの相談室

電話による無料相談も随時受付中
次回は10月5日(土)開催

主催: 一般社団法人くらしの相談室 〒116-0012 東京都荒川区東尾久 6-8-3

金・プラチナ・ダイヤ・ヴィトンなどの質と買取

ご購入でお困りの際は金・プラチナ・ダイヤ・ヴィトン
ロレックス・オメガ・シャネルのバックなどで
3か月を期限にお金が借りられます。
借りたお金と利息を支払えば品物はお手元に戻ります。
利息を支払うことで、期限の延長もできます。

金・プラチナ・ダイヤ・ヴィトン・商品券 などもお売り下さい。

*和服や毛皮などの衣類、ライター、銀(シルバー)、パールネックレス、電化製品などはお断りしております。

都電荒川線「三ノ輪橋駅」左折 徒歩2分 **日曜定休**

荒川区南千住の 質屋ながさわ

荒川区南千住1-32-1
☎03-3891-1608

ながさわ 質屋

高齢者向け配食は「まごころ弁当/王子荒川店」へ

1食から送料無料で配達!

- 小町……………410円
- 普通食おかず……510円
- カロリー調整食…700円
- 低たんぱく食……750円
- ムース食……………630円

お気軽にお問合せ下さい。☎03-5692-4016 (金額は全て税込み)